

育児休業支援手当金について

概要

1.給付されるとき

組合員が育児休業を取得し、次の①と②の支給要件を満たした場合に給付されます。

- ①組合員が、対象期間（注記1）内に育児休業を通算して14日（注記2）以上取得している
- ②組合員の配偶者が、子の出生日から56日を経過する日の翌日までに育児休業を通算して14日（注記2）以上取得している

ただし、組合員が次のa~dのいずれかに該当する場合は、①の支給要件のみを満たせば給付されます。

- a.配偶者がいない場合（注記3）
- b.配偶者が雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者ではない場合
- c.配偶者が産後休業を取得している場合
- d.配偶者が対象期間内において、育児休業を取得できないやむを得ない理由（注記4）がある場合

また、a、b及びdについて、子の出生より後に該当することになった場合でも、①の支給要件のみを満たせば給付される場合がありますので、当共済組合までお問い合わせください。

（注記1）男性の場合、子の出生日から56日以内。女性の場合、以下の表のとおり。

子の出生日	対象期間の開始日	対象期間の終了日
出産予定日より前	子の出生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日
出産予定日と同日	子の出生日	子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日
出産予定日より後	出産予定日	子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日

（注記2）土日祝を含む

（注記3）配偶者がいない場合とは、以下の①と②の場合を含む。

- ①配偶者から暴力を受け、別居している場合。
- ②配偶者が行方不明となっている場合（配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る）。

（注記4）育児休業を取得できないやむを得ない理由とは以下の①と②のとおり。

- ①配偶者が公務員であって、育児休業の請求について任命権者から承認されなかった場合。
- ②配偶者が雇用保険法第5条第1項に規定される適用事業に雇用される労働者であるが、期間を定めて雇用される者である等の理由により配偶者育児休業等の取得要件を満たさない場合。

2.給付期間

育児休業等の期間が28日（土日祝を含む）に達する日まで給付されます。ただし、対象期間内に取得

した育児休業に限ります。

手当金の給付期間に土日は含まれませんが、土日と被らない祝祭日は含みます。

3.給付額

対象期間内に育児休業等をした日 1 日につき、標準報酬日額（標準報酬月額 の 22 分の 1 の額）の 13% を給付します。

なお、1 日当たりの給付上限相当額は、雇用保険法に定める額に相当する額に 30 を乗じて得た額の 13%に相当する額を 22 で除して得た額（注記 4）となります。

（注記 4）令和 7 年 4 月以降 2781 円。

4.施行日

令和 7 年 4 月 1 日

育児休業等を施行日より前に開始した場合は、施行日に当該休業等を開始したものとして取り扱います。そのため、「1.給付されるとき」の①についての育児休業等取得日数は、施行日から起算することとなります。

ただし、対象期間については変更なく、実際の出産予定日、または出産日から起算することとなるため、施行日以降、対象期間が 14 日に満たない場合は支給対象外となります。また、「1.給付されるとき」の②の取り扱いに変更はないため、実際に配偶者が育児休業を開始した日から起算します。

5.請求方法

育児休業支援手当金請求書に以下の書類を添付し、当共済組合まで郵送してください。

①育児休業に関する辞令の写し

②育児休業等に関する証明書（給与の証明書）

（①と②について、育児休業手当金請求時に提出している場合は必要ありません）

③母子手帳等、出産日がわかる書類の写し

（③について、出産費請求時または被扶養者申告書提出時に提出している場合は必要ありません。配偶者も当共済組合員であり、配偶者が提出済みの場合でも、組合員本人が未定出の場合は提出してください。）

④医師の診断書等、出産の予定日がわかる書類の写し

⑤「1.給付されるとき」の a~d に該当する場合、該当していることがわかる書類